
1. 生活環境整備と景観

岡村勝司（信州大学工学部）

〔要旨〕

1. 都市整備の枠組

明治以降のわが国の都市空間整備の体系について概観し、生活環境整備の立ちおくれについて述べる。

2. 生活環境整備の枠組

生活環境整備の考え方について論述し、わが国の都市政策の枠組と対応させ、その整備の難しさについて述べる。

3. 景観整備の考え方

わが国の都市空間整備の流れの中で、景観整備が求められるようになった背景と、景観整備の視点ならびに枠組について概観する。

4. 美しさとやすらぎのあるまちづくり

わが国の生活空間の整備と、結果的に目にすることのできる景観の姿は、そこで生活する人々の努力の集積であり、狭義の経済性の追求によりもたらされている点にふれ、今後の美しさとやすらぎのあるまちづくりを現実のものとするための枠組について述べる。

1. 都市整備の枠組

建設省主要年表(前史)

資料：建設省20年史

年月日	事項
明治時代	
明治	
元 10. 28 (1868)	治河使の設置(治水, 利水の事務を所掌)
2. 4. 8 (1869)	太政官に土木司を設け道路, 橋梁, 堤防等の事務を所掌
7. 8	民部省土木司が土木行政を統一所掌
4. 7. 28 (1871)	土木行政を工部省に移管
10. —	土木行政を大蔵省に移管(土木司を土木寮と改称)
12. 14	道路, 橋梁, 河川, 港湾等通行銭の徴収を許可
5. 9. 2 (1872)	大蔵省直属の建築局を土木寮へ移管
6. 1. 15 (1873)	正院達(太政官布告)「群集遊観の地に公園を設ける件」
6. 8. 2	河港道路修築規則公布(道路を1, 2, 3等に区分)
7. 1. 9 (1874)	内務省設置(大蔵省土木寮を移管)
8. 7. 28 (1875)	公用土地買上規則制定
9. 6. 8 (1876)	道路の等級を廃止(国, 県, 里の3道に改定)
10. 1. 19 (1877)	土木寮を土木局と改称
11. 7. 22 (1878)	土木費負担所属区分の制度を設ける
18. 1. 23 (1885)	東京市区改正審査委員会内務省に設置
19. 2. 27 (1886)	各省官制により土木局を治水, 道路, 計算の3課に分ける
21. 8. 16 (1888)	東京市区改正条例公布
5. —	陸軍参謀本部に陸地測量部設置
22. 7. 30 (1889)	旧土地収用法公布
23. 7. 25 (1890)	土地収用協議会規則制定

年月日	事項
8. 2	土木監督官制公布
29. 4. 8 (1896)	旧河川法公布
30. 3. 30 (1897)	砂防法公布
4. 1	国庫の補助する公共団体の事業に関する件公布
32. 4. 6 (1899)	河川法中費用補助に関する勅令公布
32. 9. 27 (1899)	東京市区改正委員会を内務省に設置
33. 3. 7 (1900)	旧下水道法公布
3. 7	旧土地収用法公布(明治22年法は廃止)
38. 3. 28 (1905)	土木監督署を土木出張所と改称
41. 4. 13 (1908)	水利組合法公布
44. 10. 2 (1911)	府県災害土木費国庫補助に関する件公布
3. 23	第1次治水計画
大正時代	
大正	
2. 4. 9 (1913)	運河法公布
7. 5. 22 (1918)	内務省に都市計画調査会設置
6. 15	内務省土木局に河川課を新設
8. 4. 5 (1919)	市街地建築物法, 旧都市計画法公布
4. 11	旧道路法公布
9. 8. 11 (1920)	道路公債法公布
11	道路改良三十箇年計画決定
10. 4. 9 (1921)	公有水面埋立法公布
12	住宅組合法公布
4. 14	軌道法公布

年月日	事項
11. 3. 22 (1922)	郡道を廃止し, 府県道に編入(道路法の改正)
5. 19	内務省都市計画局を設置
6. 1	廃川敷地処分令公布
9. 30	内務省に土木試験所を設置
12. 9. 27 (1923)	帝都復興院設置
12. 24	旧特別都市計画法公布(震災復興関係)
13. 5. 23 (1924)	財団法人同潤会設立
14. 5. 26 (1925)	大蔵省営繕管財局が営繕事業を統一所掌
15. 3. 31 (1926)	土地賃貸価格調査法公布
昭和時代	
昭和	
2. 3. 30 (1927)	不良住宅地区改良法公布
7. 1. 19 (1932)	地方産業振興土木事業五箇年計画決定
8. 3. 28 (1933)	都市計画法の適用を市及び指定町村に拡大(都市計画法の一部改正)
10. 2	第2次道路改良計画決定
10. 5. 27 (1935)	河川堰堤規則公布
11. 6. 24 (1936)	内務省土木局で土木事業五箇年計画決定
12. 10. 1 (1937)	内務省に計画局を設置(都市計画に関する事務を所掌)
13. 6. 7 (1938)	労働者住宅の建設方針決定
8. 1	陸上交通事業調整法公布
14. 7. 4 (1939)	「労働者住宅供給根本対策」閣議決定
10. 18	第1次地代家賃統制令公布
11. 18	木造建築許可制実施
15. 4. — (1940)	旧特別都市計画法公布(神宮関係)
7. 7	住宅対策委員会設置

年月日	事項
15. 10. 19 (1940)	第2次地代家賃統制令公布
11. 19	住宅対策要綱決定
16. 3. 7 (1941)	住宅営団設立
7	帝都高速度交通営団設立
7	貸家組合法公布
9. 6	内務省に国土局を設置
18. 2. 27 (1943)	都市計画法及び同法施行令臨時特別公布
20. 9. 1 (1945)	内務省に地理調査所を設置
4	「震災都市応急簡易住宅建設要綱」閣議決定
11. 5	戦災復興院設置
30	「戦災地復興計画基本方針」閣議決定
21. 3. 19 (1946)	戦災復興院に特別建設部設置
23	戦災復興院総裁官房に技術研究所を設置
4. 20	戦災復興院に特別建設出張所設置
5. 28	建築制限令公布
8. 15	戦災復興土地地区画整理施行地区内建築制限令公布
27	罹災都市借地借家臨時処理法公布
9. 3	「公共事業処理要綱」閣議決定
11	特別都市計画法公布(戦災復興関係)
13	連合軍総司令部, 日本全国の道路状況調査を命令
28	地代家賃統制令公布(現行)
10. 9	戦災都市として115都市指定
11. 28	政府の契約の特例に関する法律公布
22. 3. 29 (1947)	臨時建築等制限規則公布
29	戦災復興院に建築出張所を設置
11. 13	不正支払防止法公布
23. 1. 1	建設院設置(内務省・戦災復興院廃止)
5. —	福井市下水道事業開始(戦後初の公共下水道事業)

国土計画関連法規とそれに基づく開発整備計画

区分	関係法(年)	開発整備計画(年)
全 国	国土総合開発法(s25)	全国総合開発計画(s37) 新全国総合開発計画(s44) 第三次全国総合開発計画(s52)
	国土利用計画法(s49)	国土利用計画(s51) 土地利用基本計画(s50, s51)
大 都 市 圏	首都圏整備法(s31) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(s33) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(s34) 首都圏近郊緑地保全法(s41)	首都圏基本計画(s33) 改訂 首都圏基本計画(s43) 第三次首都圏基本計画(s51) 首都圏整備計画(s52) 首都圏近郊緑地保全計画(s42~s48)
	近畿圏整備法(s38) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(s39) 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(s39) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(s42)	近畿圏基本整備計画(s40) 近畿圏基本整備計画(全面改訂)(s46) 近畿圏基本整備計画(一部変更)(s53) 近畿圏近郊整備区域建設計画(s42) 近畿圏近郊整備区域建設計画(一部変更)(s46) 近畿圏近郊整備区域建設計画(全面改訂)(s52) 近畿圏都市開発区域建設計画(s42) 近畿圏都市開発区域建設計画(s46) 近畿圏都市開発区域建設計画(s52) 近畿圏保全区域整備計画(s46~)
	中部圏開発整備法(s41) 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備に関する法律(s42)	中部圏基本開発整備計画(s43) 中部圏基本開発整備計画(全面改訂)(s53) 中部圏都市整備区域建設計画(s44) 中部圏都市開発区域建設計画(s44) 中部圏保全区域整備計画(s48)
地 方 圏	北海道開発法(s25)	北海道総合開発第一次5カ年計画(s26) 北海道総合開発第二次5カ年計画(s32) 第二期北海道総合開発計画(s37) 第三期北海道総合開発計画(s45) 新北海道総合開発計画(s53)
	東北開発促進法(s32)	東北開発促進計画(s33) 改訂 東北開発促進計画(s39) 改訂 東北開発促進計画(s54)
	北陸地方開発促進法(s35)	北陸地方開発促進計画(s39) 改訂 北陸地方開発促進計画(s54)
	中国地方開発促進法(s35)	中国地方開発促進計画(s39) 改訂 中国地方開発促進計画(s54)
地 方 圏	四国地方開発促進法(s35)	四国地方開発促進計画(s35) 改訂 四国地方開発促進計画(s40) 改訂 四国地方開発促進計画(s54)
	九州地方開発促進法(s34)	九州地方開発促進計画(s34) 改訂 九州地方開発促進計画(s39) 改訂 九州地方開発促進計画(s54)

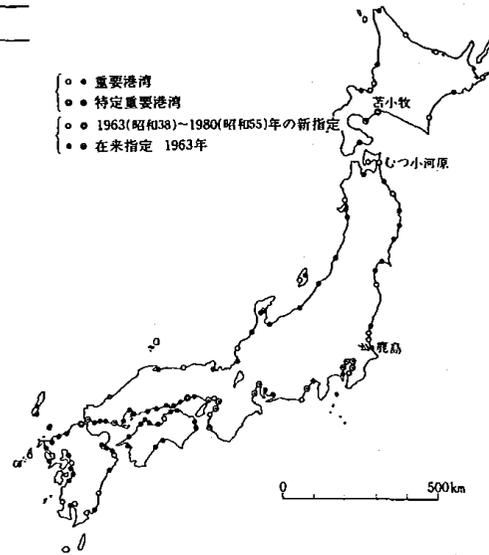
区分	関係法(年)	開発整備計画(年)
産 業 振 興	新産業都市建設促進法(s37)	15地区の建設基本計画(s39, s42) 15地区の新建設基本計画(s52)
	工業整備特別地域整備促進法(s39)	6地区の整備基本計画(s40) 6地区の新整備基本計画(s52)
振 興	低開発地域工業開発促進法(s36)	なし
	農村地域工業導入促進法(s46)	農村地域工業導入基本方針(s46) 第二次農村地域工業導入基本方針(s51)
	工業再配置促進法(s47)	工業再配置計画(s52)
地 域 振 興	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法(s27)	第一次特殊土じょう地帯対策事業計画(s28) 第二次特殊土じょう地帯対策事業計画(s31) 第三次特殊土じょう地帯対策事業計画(s37) 第四次特殊土じょう地帯対策事業計画(s42) 第五次特殊土じょう地帯対策事業計画(s47) 第六次特殊土じょう地帯対策事業計画(s52)
	離島振興法(s28)	全指定地域(第九次指定まで)の離島振興計画(s39) 第十次指定分を含む全指定地域の改訂離島振興計画(s40) 改訂 離島振興計画(s48)
振 興	奄美群島振興開発特別措置法(s29)	奄美群島復興計画(s29) 改訂 奄美群島復興計画(s33) 奄美群島振興計画(s39) 改訂 奄美群島振興計画(s44) 奄美群島振興開発計画(s49) 改訂 奄美群島振興開発計画(s54)
	産炭地域振興臨時措置法(s36)	産炭地域振興基本計画(s38) 全面改訂 産炭地域振興基本計画(s46)
地 域 振 興	産炭地域振興臨時措置法(s36)	産炭地域振興実施計画(s38) 全面改訂 産炭地域振興実施計画(s42) 全面改訂 産炭地域振興実施計画(s46) 全面改訂 産炭地域振興実施計画(s52)
	豪雪地帯対策特別措置法(s37)	豪雪地帯対策基本計画(s39) 改訂 豪雪地帯対策基本計画(s47)
地 域 振 興	山村振興法(s40)	山村振興計画(s41年度以降) 第二期山村振興計画(s47年度以降)
	小笠原諸島振興特別措置法(s44)	小笠原諸島復興計画(s45) 改訂 小笠原諸島復興計画(s49) 小笠原諸島振興計画(s54)
振 興	過疎地域振興特別措置法(s55)	過疎地域前期振興方針(s55) 市町村過疎地域前期振興計画(s55~) 都道府県過疎地域前期振興計画(s55~)
	沖縄振興開発特別措置法(s46)	沖縄振興開発計画(s47)

国土利用計画の策定状況

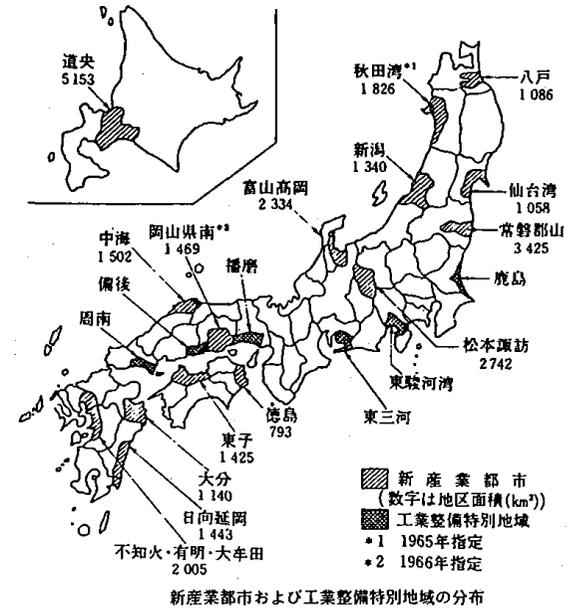
全 体	全国計画	都道府県計画	市町村計画
47. 6. 25 国土利用計画法の制定			
49. 8. 1 国土利用計画の作成の考え方について都道府県に説明			
49. 12. 24 通達「国土利用計画法の施行について」			
50. 2. 25 第1回国土利用計画審議会「国土利用計画の策定についての基本方針」			
	50. 4. 公共施設用地調査まとめ		
	51. 4. 14 全国計画(案)について都道府県から意見聴取		
	51. 5. 7 第8回国土利用計画審議会，全国計画(案)の諮問答申		
	51. 5. 18 全国計画閣議決定	51. 5. 18, 51. 12. 27 通達「国土利用計画(都道府県計画)の策定について」	
		51年度 12県策定 52年度 28道県策定	
			53. 2. 24 通達「国土利用計画(市町村計画)の策定に係る指導について」要領「国土利用計画(市町村計画)策定要領」
			53. 3. 2 都道府県担当者に対する策定要領説明会
		53年度 1府3県策定	53年度 1市6町1村策定 54年度 8市30町13村策定

国土計画協会編：地域計画ハンドブック，朝倉書店，1981.

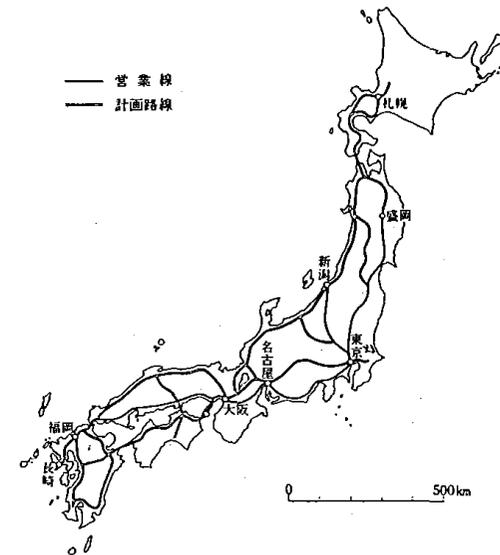
- 重要港湾
- 特定重要港湾
- 1963(昭和38)～1980(昭和55)年の新指定
- 在来指定 1963年



- 国土開発幹線自動車道路線
- - - 削除路線



- 営業線
- 計画路線

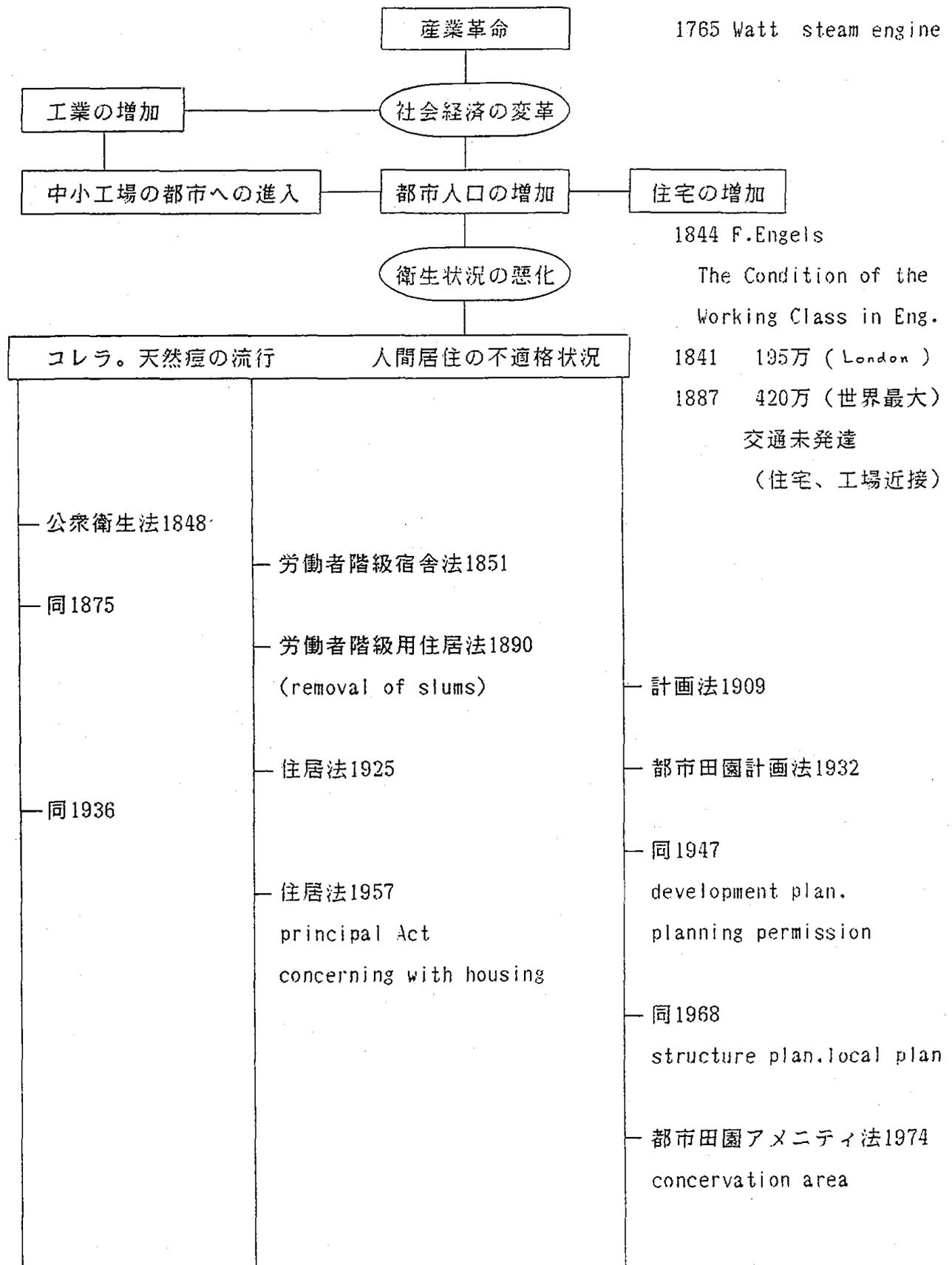


各種地域段階における物的計画の内容（東京大学都市工学科 日笠研究室）

（地区以外住区などの地域段階は省略）

	国 際		国 土		地 方		都 市		地 区	
					一般地方	大都市地方	一般都市	大都市	集落地区	都市地区
人口規模 (千人)			100,000		6,000~4,000	30,000~10,000	1,000~200	20,000~3,000	50~10	400~100
広がり半径 (km)			750		200~100	100~50	15~5	20~10	3~1	3~1
人口密度 (人/km ²)			250				2,000~1,000	20,000~10,000	4,000~500	30,000~10,000
土地利用 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 国 境 領海と公海 発展途上国開発 自然保護 極地開発 海洋開発 	<ul style="list-style-type: none"> 国土開発のパターン 地方計画区域 産業立地（国土的産業） 天然資源開発 国土防衛 国土防災と国土保全 首都および皇居 離島、山村の振興 観光、レクリエーション 	<ul style="list-style-type: none"> 地方開発のパターン 開発地域と保全地域 地点都市区域 産業立地（地方的産業） 農林水産地域 観光、レクリエーション地域 天然資源開発 防災、自然保護 	<ul style="list-style-type: none"> 大都市地方開発のパターン 開発地域と保全地域 衛星都市、新都市の開発 都市再開発 産業配置（分散と集中） 近郊農業地域 観光、レクリエーション 臨海部開発 防災、自然保護 廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> 広域都市開発のパターン 市街化区域、調整区域 土地利用用途規制 都市防災 文化財保存 	<ul style="list-style-type: none"> 大都市開発のパターン 都心・副都心の規模と配置 大規模団地、各種センターの規模と配置 市街化区域、市街化調整区域、開発保留区域 土地利用用途規制 土地利用強度規制（容積地域制） 再開発、新開発地区の指定 都市防災 	<ul style="list-style-type: none"> 集落の規模と配置 農業用地の集団化 自然の保護 文化財保存 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用用途規制 土地利用強度規制 特定建築街区 公共用地の規模と配置 防災、避難地点 		
線型施設 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 大陸横断高速鉄道(R₇) 大陸横断高速道路(V₈) 国際航空路(A₅) 国際航海路(S₅) 大陸横断運河 大陸間海底ケーブル 大陸間連絡海底隧道(V₇) 大陸間連絡海上架橋道(V₇) 大陸間連絡海上架橋道(V₇) 大陸横断石油パイプライン 	<ul style="list-style-type: none"> 国土縦貫高速鉄道(R₆) 国土幹線鉄道(R₆) 国土縦貫高速道路(V₆) 国土幹線道路(V₇) 地方間連絡海底隧道(V₆) 地方間連絡海上架橋道(V₆) 国内航空路(A₄) 国内航海路(S₄) 内陸横断運河 国土河川 マイクロウェーブ回線 	<ul style="list-style-type: none"> 地方幹線鉄道(R₄) 地方準高速道路(V₅) 地方幹線道路(V₅) 地方航空路(A₃) マイクロウェーブ回線 超高压送電線 農業用水、工業用水路 地方河川 精油パイプライン 地方鉄道(R₃) 林道、観光道路 	<ul style="list-style-type: none"> 地方幹線鉄道(R₄) 通勤高速鉄道(R₄) 地方準高速道路(V₅) 地方幹線道路(V₅) 地方航空路(A₃) マイクロウェーブ回線 天然ガスパイプライン 超高压送電線 広域用水路 大都市河川 精油パイプライン 	<ul style="list-style-type: none"> 都市幹線街路(V₄) 地方鉄道(R₂) 都市軌道(R₁) 高压送電線 電信電話ケーブル ガス需要本管 上水道配水本管 広域下水道 	<ul style="list-style-type: none"> 都市高速道路(V₃) 都市幹線街路(V₄) 都市高速鉄道(R₂) (地下鉄, モノレール, 郊外電車) 超高压送電地下ケーブル 電信電話ケーブル ガス需要本管 広域用水道, 上水道本管 広域下水道 	<ul style="list-style-type: none"> 地区幹線(集配)街路(V₃) 農業灌漑用水路 農道、林道 上水道配水本管 下水道幹線 電信電話ケーブル 	<ul style="list-style-type: none"> 地区幹線街路(V₁) バス専用道路 遊歩道, 地下道 自転車専用道路 上水道配水本管 地下共同溝(電信電話, 電力, ガス, 下水) 地域暖房給湯本管 		
核型施設 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 国際機関本部 通信衛星 宇宙空間基地 南極基地 	<ul style="list-style-type: none"> 中央官庁行政施設 国会議事堂 最高裁判所 公団, 公社 国際空港, 自衛隊基地 国際貿易港, 原子力船港 宇宙ロケット基地 ダム, 発電所 国立教育, 文化厚生施設 大学, 試験研究所, 図書館, 会議場, 劇場, 貿易館, 美術博物館, 病院, リハビリテーションセンター, 公園, 競技場, 情報センター 国際機関支部 大使館, 公使館 	<ul style="list-style-type: none"> 国出先機関 地方庁, 警察本部 ローカル空港 高速鉄道駅 高速道路インターチェンジ 発電所, ダム, 貯水池 地方立教育, 文化厚生施設 ゴルフ場, 遊園地 スキー場, スケート場 動植物園, 水中公園 地方港湾 	<ul style="list-style-type: none"> 国出先機関 大都市庁, 警察本部 ローカル空港 高速鉄道駅 高速道路インターチェンジ 発電所, ダム, 貯水池 地方立教育, 文化厚生施設 情報センター 医療センター ゴルフ場, 遊園地 スキー場, スケート場 動植物園, 水中公園 スキー場, ヨットハーバー 地方港湾 大規模廃棄物処理場 	<ul style="list-style-type: none"> 国, 地方出先機関 市 庁 消防本部, 警察署 鉄道軌道駅 バスターミナル, 駐車場 都市港湾, 都市空港 地方放送, 新聞社本社 地方銀行本店, 農協本部 市立大学, 短期大学, 高校 中央卸売市場, 流通センター デパート 動植物園, 水族館 墓苑, プロ野球場 各種センター 	<ul style="list-style-type: none"> 国, 地方出先機関 都 庁 都市高速鉄道, バス総合ターミナル, 駐車場 都市高速道路インターチェンジ 都市港湾, 都市空港 中央放送局, 新聞社本社 都市銀行本店 都立大学, 短期大学, 高校 中央卸売市場, 流通センター デパート, 地下商店街 動植物園, 水族館 墓苑, プロ野球場 各種センター(情報センター, 医療センター, 文化センター, 娯楽センター, スポーツセンター, 防災センター, 業務センター, 福祉センター) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方出先機関 市町村役場 消防署, 警察支所 小中学校 コミュニティ・センター ショッピング・センター, スーパー 農業センター 総合病院, 診療所 農協支部 漁港, 水産センター 運動公園, 緑地 	<ul style="list-style-type: none"> 地方, 都出先機関 区役所 消防本部, 警察署 短期大学, 高校, 小中学校 コミュニティ・センター ショッピングセンター スーパー 医療センター 都市銀行支店, 信用金庫 地区中央公園, 緑地 地域暖房センター 計算センター 駅前広場, 駐車場 		

英国の居住環境整備に係わる法制度の流れの概要



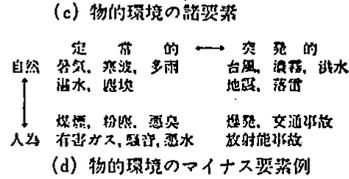
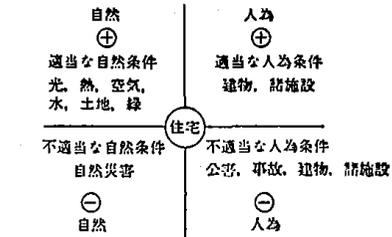
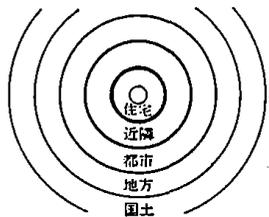
住宅投資の推移及び住宅投資のGNPに占める割合の推移

年度	総住宅投資 (実質)	同左前年度比	実質GNPに占める 総住宅投資の割合 (A)	実質GNPに占める 民間住宅投資の割合 (B)	実質GNPに占める 政府住宅投資の割合 (A) - (B)
45	129,127 億円	10.8 %	8.4 %	7.6 %	0.8 %
46	137,334	6.4	8.5	7.8	0.7
47	161,610	17.7	9.1	7.8	1.3
48	177,051	9.6	9.6	9.1	0.5
49	150,122	△ 15.2	8.2	7.6	0.6
50	167,588	11.6	8.8	8.2	0.6
51	170,843	1.9	8.6	8.0	0.6
52	175,353	2.6	8.3	7.8	0.5
53	181,311	3.4	8.2	7.6	0.6
54	177,498	△ 2.1	7.6	7.2	0.4
55	159,908	△ 9.9	6.6	6.2	0.4
56	156,879	△ 1.9	6.3	5.9	0.4
57	158,217	0.9	6.1	5.8	0.3
58	145,123	△ 8.3	5.4	5.1	0.3
59	144,986	0.1	5.2	4.9	0.3

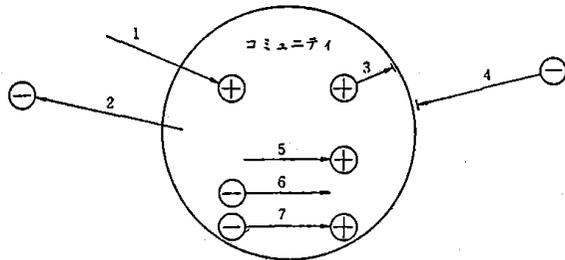
(資料) 「国民経済計算年報」(経済企画庁)

2. 生活環境整備の枠組

生活環境整備とは



物的環境の構造



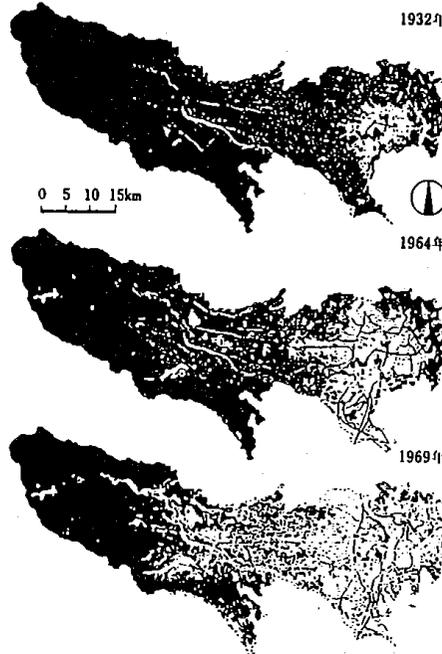
- 1 導入 ⊕要素を積極的に取り入れること。(例) コミュニティ施設、公園緑地
- 2 排除 ⊖要素を他に排除すること。(例) 下水、ゴミ処理
(注) 近隣に迷惑をかけない。最終的な処理を行なう。
- 3 保全 ⊕要素を保全する。(例) 文化財、緑の保全
- 4 阻止 外からの⊖要素を阻止する。(例) 通過交通の排除、バイパス
- 5 増大 ⊕要素を生かして拡大する。(例) 専用施設の公開(グラウンド、プール)
- 6 軽減 ⊖要素を軽減する。(例) 交通事故対策、公害防止
- 7 転換 ⊖要素を転じて⊕要素に変える。(例) 工場移転跡地の緑化

コミュニティの環境計画の考え方

WHOの4つの基準

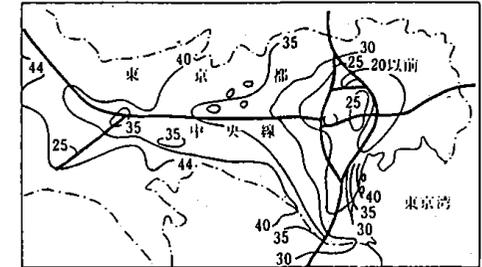
- (1) 安全性 (safety) …生命・財産が災害から安全に守られていること。
- (2) 保健性 (health) …肉体的・精神的健康が守られていること。
- (3) 利便性 (convenience) …生活の利便性が経済的に確保されていること。
- (4) 快適性 (amenity) …美しさ、レクリエーションなどが十分に確保されていること。

開発と保全、⊕の創出に伴う⊖の発生

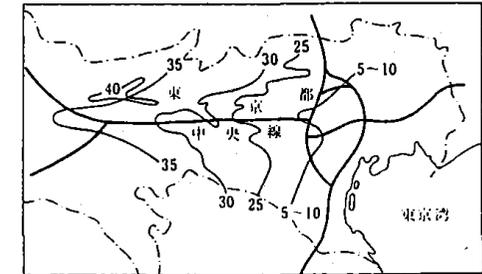


東京都緑地変遷図(田畑)

田畑貞寿：自然環境保全に関する研究，都市計画 No. 69, 1974



ホテルの退行前線



トンボ類の退行前線

東京の自然研究会：ホテル、トンボの退行前線、

1974

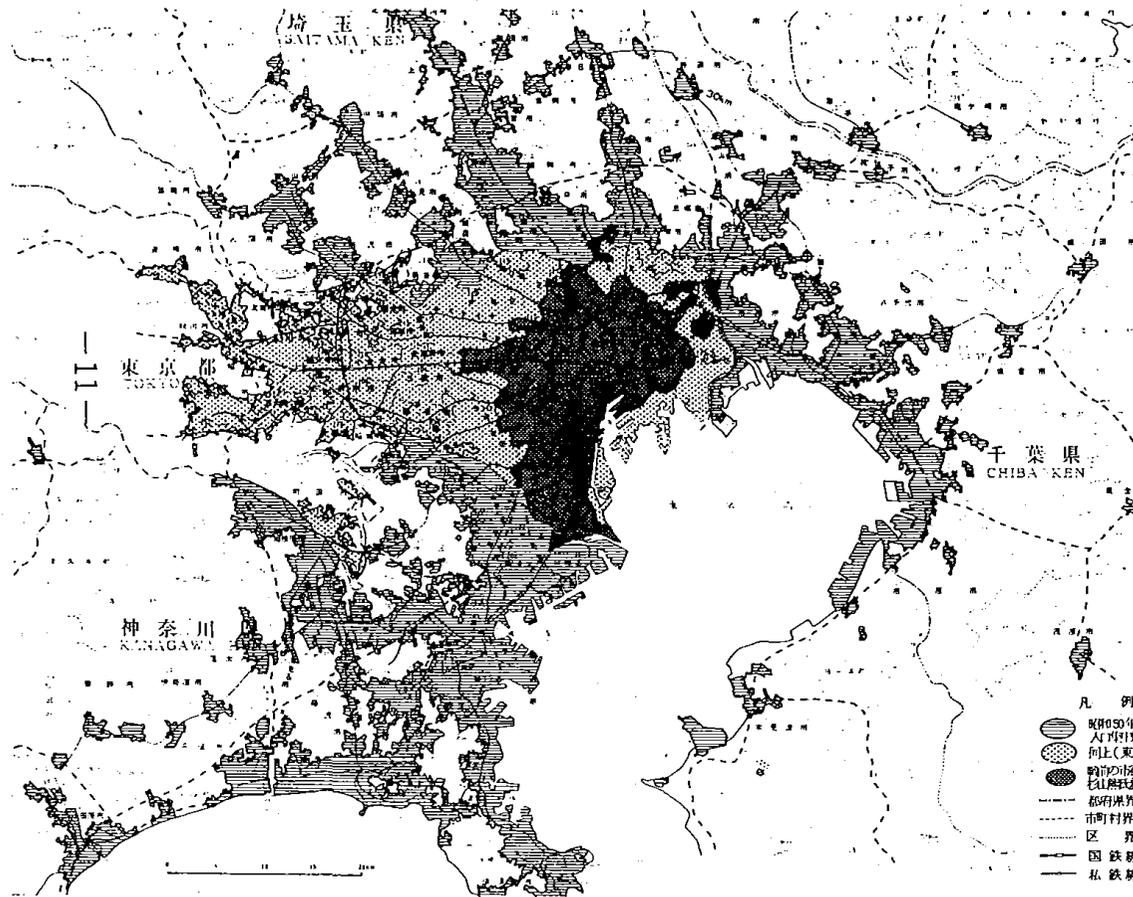
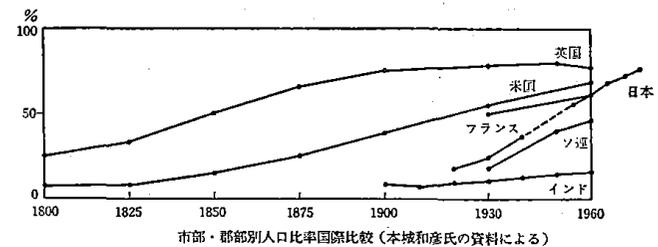


図8-6の1 市街地拡大図

東京都における市街地拡大

	(A) 杉山熙氏試算面積 ¹⁾ (50人/ha以上)	(B) 国調DID面積 (40人/ha以上)		(C) DID密度相当の市街地拡大	
		(C) 東京都区部	(D) 東京都	面積(ha)	昭和50年を100とした指数
明治 5年(1872)	5,050.0			関東大震災前の市街地 14,918.8	16.3
41年(1908)	10,350.0				
大正 9年(1920)	14,918.8				
昭和 5年(1930)	24,537.5			第2次大戦前の市街地 33,444.5	36.6
10年(1935)	29,182.5				
15年(1940)	33,444.5				
昭和 35年(1960)	47,308.0	46,660	57,370	現在の市街地 91,460.0	100.0
40年(1965)		50,770	66,260		
45年(1970)		54,930	80,760		
50年(1975)		57,690	91,460		

- * (A)杉山熙氏試算面積「都市計画」79号P.18より(この試算は東京都区部について行っている。)
- * 昭和35年時点の(A)と(C)の差は648haであり、(C)に対する割合は1.4%である。杉山試算面積(A)をDID相当の市街地面積と考えてさしつかえなからう。
- * 東京都における昭和50年の市街地に占める、戦前の市街地の割合は約1/3である。
- * 第2次大戦前の市街地に占める、戦災罹災地面積19,500ha(東京都市計画調査1976)の割合は、58.3%である。



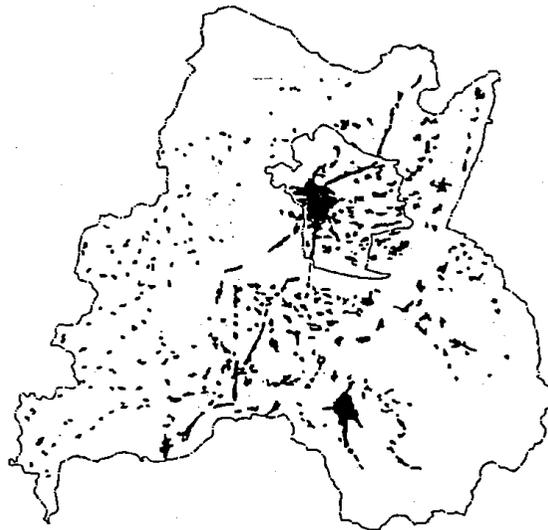
市部・郡部別人口比率国際比較(本城和彦氏の資料による)

長野市の市街地拡大状況図

大正1年



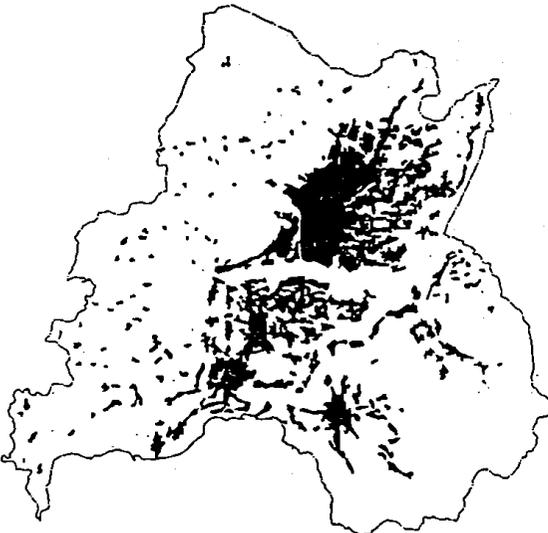
昭和12年



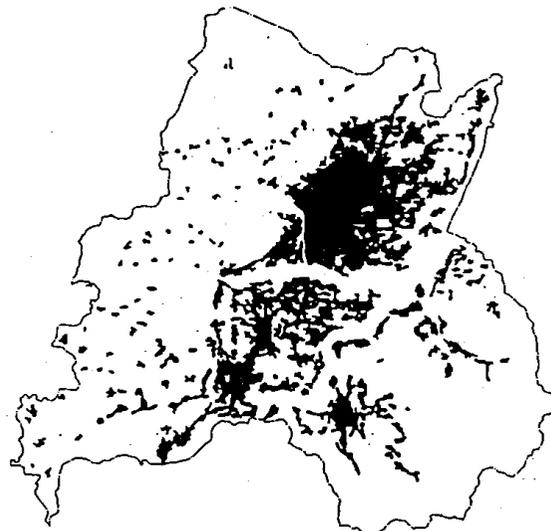
昭和35年



昭和49年



昭和56年



■部は建物の連担した市街地を示す

資料

大正1年……………大日本帝国陸地測量部

昭和12年……………内務省地理調査所

昭和35、49、56年……………建設省国土地理院

作成の5万分の1地形図による

信州大学工学部建築工学科岡村研究室作成

	大正1年	昭和12年	昭和35年	昭和49年	昭和56年
市街地面積 (km ²)	4.75	9.75	13.25	25.75	37.25
D10面積 (km ²)			11.2	19.9	32.9
D10相当面積 (km ²)	4.8	9.8	11.2	19.9	32.9
	(14.4)	(29.6)	(14.0)	(60.5)	(72.9)
				(100.0)	

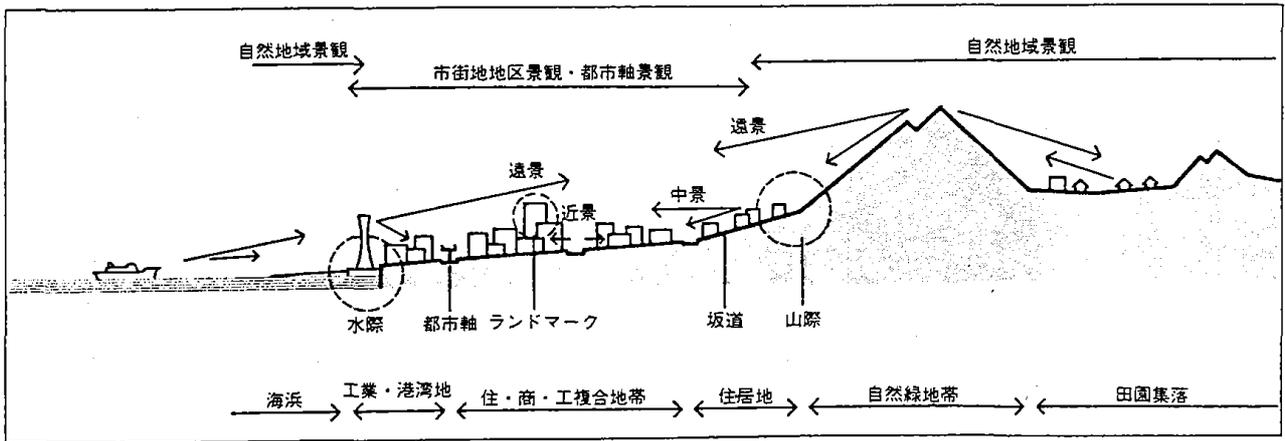
3. 景観整備の考え方

都市景観施策の流れ

- 風致地区の創設——都市の風致を維持するため定める地区（旧都市計画法）。
（大8年）
- 美観地区の創設——市街地の美観を維持するため定める地区（旧都市計画法）。
（大8年）
- 都市美協会の設立——都市美化について啓蒙宣伝と事業研究を行う団体。
（大14年）
具体的には、皇居外堀の風致保存の建議（昭3年）、電柱整理、
河川浄化、煤煙防止に関する建議（昭15年）等。
- 助鎌倉風致保存会の設立——風致の保存、歴史的風土の保存のための市民による財団。
（昭39）
御谷の地所の一部買収等。
- 丸の内美観論争——皇居お堀沿の高層ビル建設が美観を損うか否かの論争。
（昭40）
都市計画審議会及び丸の内地区景観対策懇談会で議論。
- 高山上三之町まちなみ保存会（昭41）——歴史的なまちなみを保存・維持するための町内組織。
- 金沢市伝統環境保存条例——民間の経済団体の運動等を契機として制定。
（昭43）
伝統環境の破壊の防止を目的とする。
- 京都市市街地景観条例——京都タワーの建設に伴う景観問題等を契機として制定。
（昭47）
京都らしい景観の保存を目的とする。
- 伝統的建造物群保存地区の創設（昭50）——伝統的建造物が集合している地区の環境を保存するための地区
（文化財保護法及び都市計画法）。
- 横浜市アーバン・デザイン——伊勢崎モール等の景観に配慮したプロジェクトの推進と景観の観
点からの建築物等の誘導。
（昭40年代後半より）
- 神戸市景観条例——都市景観基本計画、都市景観形成地域等の内容。
（昭53）
まちなみの保存にとどまらず良好な景観の形成を目的とする。
- 地区計画制度の創設——建築物の形態・意匠等を含む詳細な計画（都市計画法）。
（昭55）
- うらおいのあるまちづくりのための基本的考え方——美しい都市景観の形成をはじめとするうらおいのあるまちづくり
を進める上での建設省の基本的考え方のとりまとめ。
（昭56）
- 東京都都市美懇談会報告——都市美化の推進について総合的な施策の推進の提言。
（昭57）
- 都市景観形成モデル事業——モデル地区における都市景観形成のための基本計画の策定とこれ
の創設（昭57）
に基づく都市計画事業等の重点実施。
- 名古屋市等における景観条例制定の動き（昭59）——地方公共団体における良好な景観形成のための民間の建築行為の
誘導等を内容とする条例制定の動き。

資料：建設省都市局都市計画課編：

都市の景観を考える。大成出版社，1988。

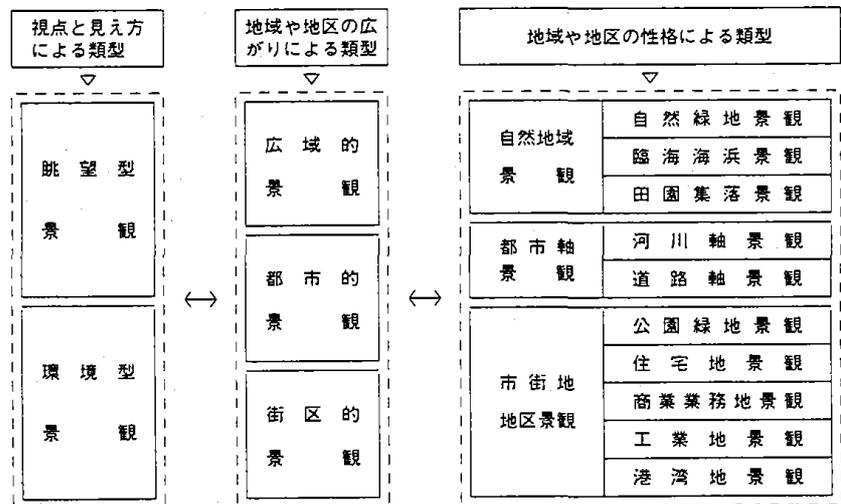


神戸市の地形特性と景観上の特色

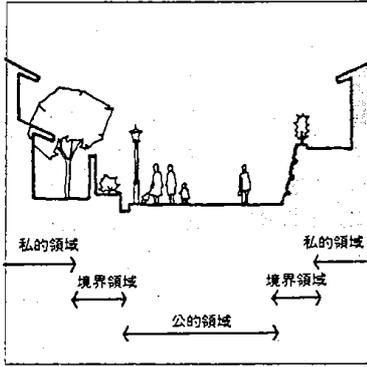
地域や地区の段階構成と景観構成要素

	主体の視覚行為 (生活行動)	景観構成要素					
		自然地形	オープンスペース	都市基幹施設	道路	敷建物	装置
広域 (大阪湾 阪神間)	空から眺める 山から眺める 海から眺める						
都市 (神戸)	車で走りながら見る						
地域	屋上から見る						
地区	歩きながら見る						
街区 (ストリート)							

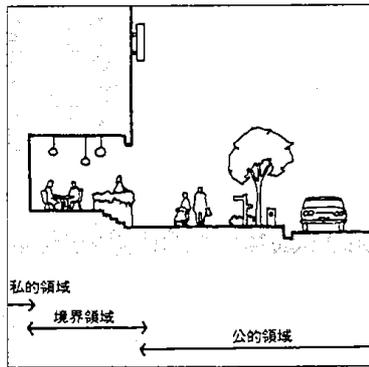
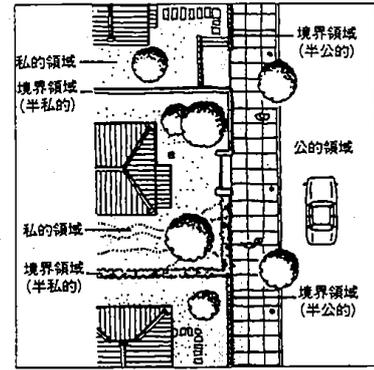
都市景観の類型



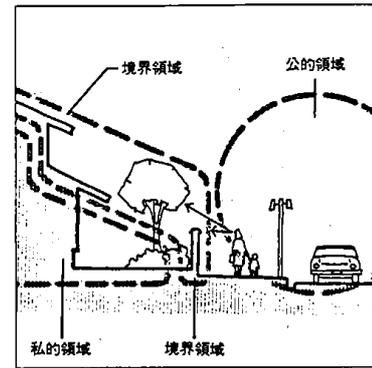
資料：神戸市・神戸市都市景観基本計画，1982.



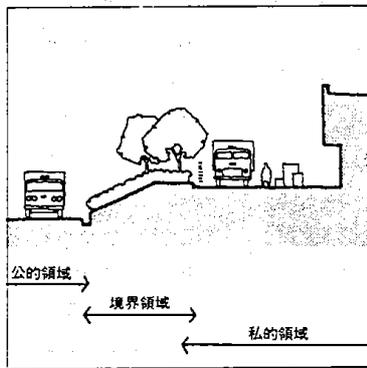
住宅地景觀の構成



商業業務地景觀の構成

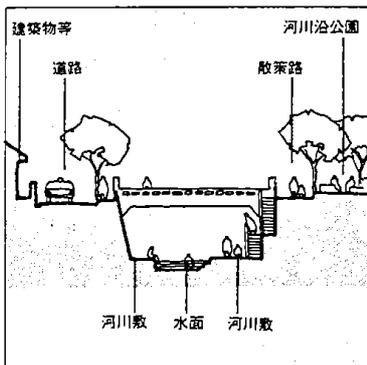


都市空間の領域構成

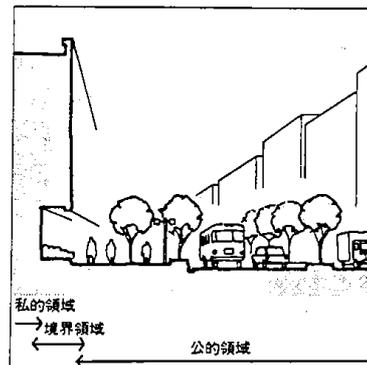


工業地景觀的構成

資料：神戸市・神戸市都市景觀基本計画，1982。



河川軸景觀的構成



道路軸景觀的構成

景観形成タイプ別整備手法

	自然環境保全系	歴史文化環境保全系	市街地環境整備系
規制的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法による自然公園 ・森林法による保安林 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律による近郊緑地保全区域及び特別保全地区 ・都市緑地保全法による緑地保全地区 ・生産緑地法による生産緑地地区 ・都市計画法による市街化調整区域及び風致地区 ・農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域 ・自然環境保全法による原生環境保全地域、自然環境保全地域及び県自然環境保全地域 ・海岸法による海岸保全区域 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成建築物等届出地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法による風致地区、美観地区、地区計画 ・文化財保護法による伝統的建築物群保存地区 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成指定建築物等届出地域 ・神戸市民の環境をまもる条例による文化環境保全区域 ・屋外広告物条例による屋外広告物禁止地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法による用途地域、特別用途地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、美観地区、地区計画、沿道整備計画 ・港湾法による臨港地区 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成指定建築物等届出地域 ・屋外広告物条例による屋外広告物禁止地域 ・河川法による河川保全区域
誘導的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画のための措置 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による建築協定 ・都市緑地保全法による緑化協定 ・都市景観条例による保存助成、景観助成、景観形成市民団体の結成及び融資 ・市民公園条例による市民公園、緑と花の市民協定及び市民の木等 ・地区計画及びまちづくり協定等に関する条例によるまちづくり協定 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税等の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減 ・建築文化賞等表彰制度 ・文化環境保存区域にかかる管理助成 ・伝統的建造物群保存地区における建築基準法の緩和措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による建築協定 ・都市緑地保全法による緑化協定 ・都市景観条例による保存助成、景観助成、景観形成市民団体の結成及び融資 ・市民公園条例による市民公園、緑と花の市民協定及び市民の木等 ・地区計画及びまちづくり協定等に関する条例によるまちづくり協定 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税等の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減 ・建築文化賞等表彰制度 ・建築物共同化計画助成要綱による建築物共同化計画助成 ・街づくり助成要綱による街づくり助成 ・建築基準法による総合設計制度 ・住宅金融公庫の都市再開発事業、住宅・都市整備公団の一般市街地制度などによる融資
事業的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法による公園事業 ・森林法による保安施設事業 ・都市緑地保全法による緑地保全地区内の土地の買入れ ・生産緑地法による生産緑地の買取り ・自然環境保全法による原生環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全計画に基づく保全事業 ・海岸法による環境整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法、道路法、下水道法、河川法等による都市施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法、道路法、下水道法、河川法等による都市施設の整備 ・都市再開発法、土地区画整理法、新住宅市街地開発法等による市街地開発事業 ・港湾法による環境整備事業 ・グリーンコウベ作戦 ・神戸クリーン作戦 ・神戸臨港地区カラー作戦

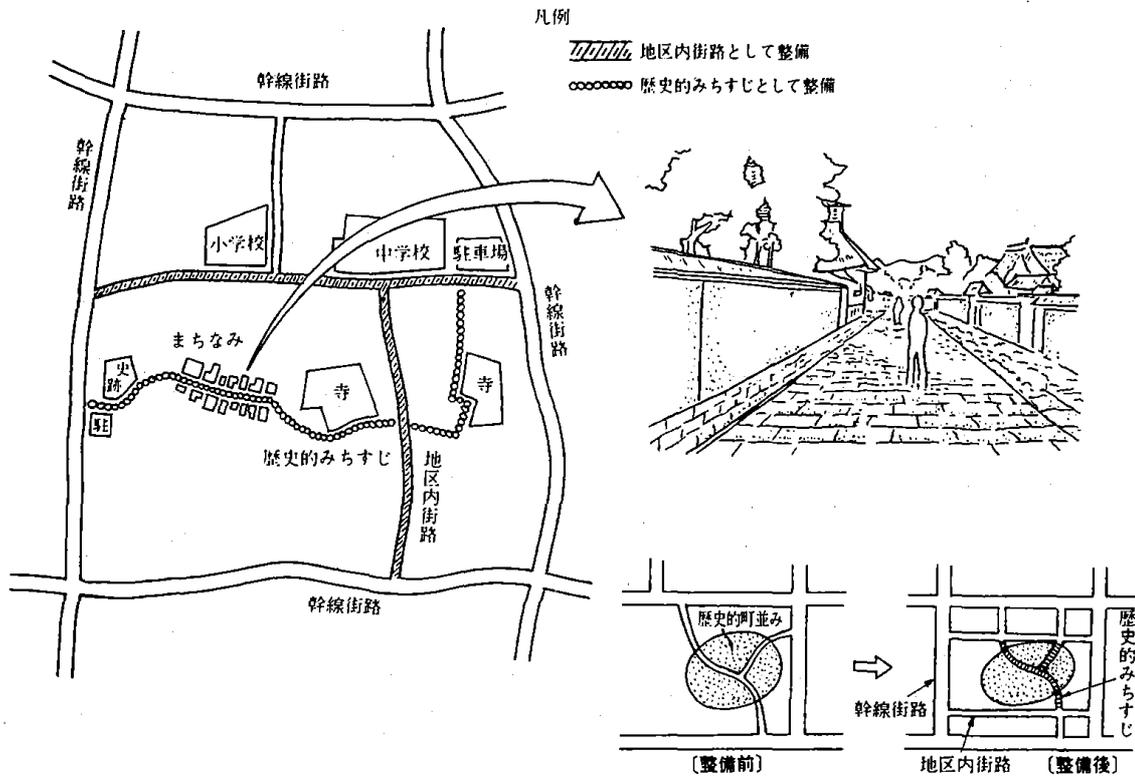
都市景観形成にかかわる法制度・条例等

建築物等の規制・誘導の内容	都市計画法, 建築基準法関係		神戸市	大阪市	広島市	滋賀県	名古屋市	京都市	高山市	横浜市	沼津市							
	用途地域	沿道整備計画	高度利用地区	特定制街区計	総合計	北野山本地区	税関線沿道	なにわ筋	国道2号線	堺筋	広島市平和大通り沿道	琵琶湖景観形成地域	沿道景観形成地区等	名古屋市景観形成地区	京都市美観地区の基準	高山市伝建地区の基準	横浜市街地環境設計	沼津市美観地区の基準
<p>○印 規則・誘導の対象となる項目</p> <p>☆印 緩和される項目</p> <p>★印 特定街区では街区面積である項目</p> <p>*印 第1種住居専用地域のみの項目</p> <p>#印 高さの替りに軒高である項目</p>																		
(1)敷地	敷地面積の最低限度(最小敷地規模)		○	○														
	敷地内の植栽, 歩行者スペースの確保																	
	敷地内の樹木等の伐採等の制限																	
	公開空地, 有効空地の場合																	
	屋外駐車場, 物品置場等の位置等の制限																	
	屋外駐車場の出入口の位置等の制限																	
	敷地である土地の形質の改変の制限																	
(2)建築物	用途の制限	○	○	○														
	建築面積の最低限度	○	○	○														
	建ぺい率の最高限度	○	○	○														
	容積率の最高限度	○	○	○														
	容積率の最低限度	○	○	○														
	高さの最高限度	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高さの最低限度	○	○	○														
	階数の最高限度																	
	階数の最低限度																	
	斜線制限	○	○	○														
	— 道路斜線																	
	— 隣地斜線	○	○	○														
	— 北側斜線	○	○	○														
	壁面の位置の制限	○	○	○														
	(壁面後退)	○	○	○														
	— 前面道路から	○	○	○														
	— 隣地境界から	○	○	○														
	間口長の最低限度																	
	間口率の最低限度	○																
	構造に関する遮音上の制限	○																
	構造に関する防音上の制限	○																
	形態	○	○															
	— 形態全般	○	○															
	— 屋根の形状																	
	— 屋内駐車場の出入口の位置の制限																	
	— 共同住宅の出入口の位置の制限																	
	— シャッターの位置や種類の制限																	
	— ショーウィンドの設置を奨励																	
	意匠	○	○															
	— 意匠全般(周辺環境との調和)	○	○															
	— 色彩・色調																	
	— 材料・材質																	
	建築設備																	
	— 高架水槽, 冷却塔等の形態等																	
	— TVアンテナ(共同化)																	
	付属物																	
	— 日よけテント																	
	— アーケード																	
	— かき, 柵	○	○															
	— 構造の制限																	
	— 高さの最高限度																	
	— 色彩・色調																	
	— 材料・材質																	
(3)工作物	土地に定着する物	○	○															
	— 高さの最高限度																	
	建築物に定着する物																	
	— 形態・意匠																	
(4)広告物	表示面積(大きさ)																	
	表示面積の外壁面積に対する割合																	
	外壁からの突出幅																	
	広告物の下端までの高さ																	
	表示方法(窓面の利用禁止等)																	
	広告物の意匠(意匠全般, 点滅, 移動等)																	

(出典: 大坂谷吉行・土木学会景観分科会資料)

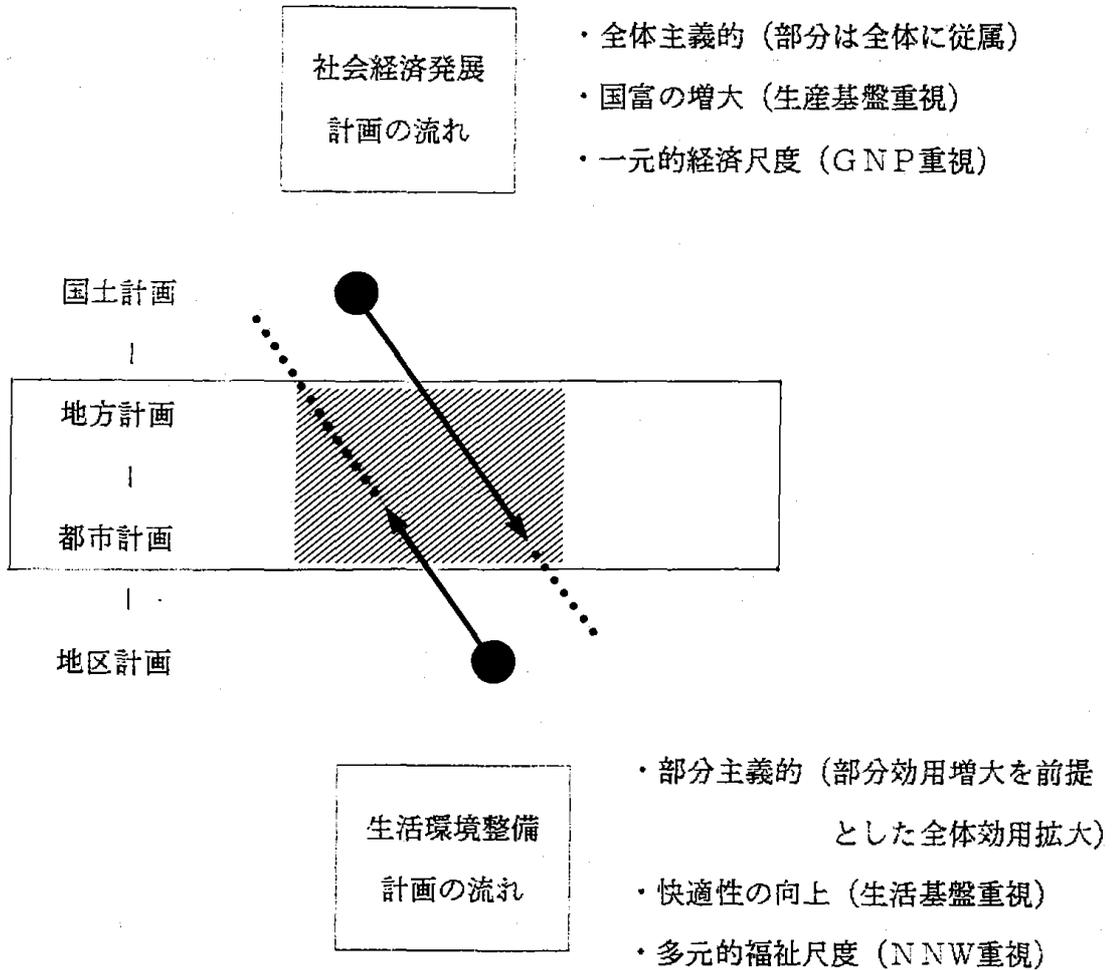
＜農村と都市の各居住者間で評価の差の著しい景観＞				
都市居住者の評価が高い	・コンクリート塀	←→	施工ずみの水路	農村居住者の評価が高い
	・かや葺き集落内の原色の下屋	←→	ガラスハウス	
	・自然のままの水路	←→	区画が整形な水田	
	・ビニールハウス	←→	花壇	
	・区画が不整形な水田	←→		
＜農村と都市の各居住者間で評価の差がある景観＞				
都市居住者の評価が高い	・未舗装の並木道	←→	舗装ずみの並木道	農村居住者の評価が高い
	・平坦地の鎮守の森	←→	背後が山々の鎮守の森	
	・境内を利用した公園	←→	新しく作った公園	
	・平坦地になつ建物	←→	背後が山の建物	
	・山間部の集落(Q31)	←→	平野部の集落	
	・集居集落	←→	散在集落	
	・山間部の集落(Q33)	←→	都市近郊集落	
	・千枚田	←→		
	・段々畑	←→		
	・自然のままの河川	←→	整備された河川	
・稲架なり	←→			

歴史的地区環境整備街路事業のモデル図



資料：建設省大臣官房政策課：うるおいあるまちづくり，大成出版社，1984。

4. 美しさとやすらぎのあるまちづくり



〔評価を必要とする要素〕

- ・個の尊厳、部分の尊厳
- ・風土的価値（ゲニウス・ロキ：土地の精神）
- ・時間的価値（風格、老木、V s 減価償却）
- ・歴史的、文化的価値（暖簾、遺産）
- ・美的価値